

資料紹介

日野川・足羽川改修図(野理五家文書)

吉田 健*

1. はじめに
2. 九頭竜川改修工事
3. 工事設計図の概要
4. 景観の破壊と復元

1. はじめに

当館では、原本保護の観点から古文書の公開利用は複製を原則にしている。複製には通常、マイクロフィルム用カメラ、あるいはデジタルカメラを使用し、A5判あるいはA4判の複製本を作成して公開している。ところがこの方法では、大型の絵図資料や、それほど大きくなくても細かい字や細かい線が使用されている近代の地図資料などの場合、カメラの構造及びレンズの性能の限界から、資料を分割して撮影しなければならない。しかし、複製本形式で利用する場合、全体像を掴むのが非常に困難で、利用上はかなりストレスを感じる結果となっている。一方、『福井県史』の絵図・地図編の編さんなどで、全体のワンカット撮影が必要な場合は、大型カメラを使用し、8×10インチ、あるいは4×5インチの大判フィルムを利用してきた。しかし、費用が高いためこれら大型フィルムに撮影される資料はごく限られ、また、字が読めるようなサイズに出力するにも大きな経費を必要とすることから、ポジフィルムのみで保存されているのが現状である。当館では、これらのフィルムを安全な状態で閲覧に供する装置を持ち合わせておらず、また、現在は大判フィルムに撮影する費用も予算化していない。要するに、当館では絵図・地図資料などを閲覧利用に供するには、分割撮影して複製本を作成する以外方策が無いのが実状である。

ここで紹介する野理五家(J0503)の資料は、そのほとんどが約55センチ幅の薄い和紙に烏口でトレースされた工事設計図で、部分的に彩色がなされている。内容は明治33年(1900)から大正13年(1924)にかけて行われた、九頭竜川とその支川日野川・足羽川の改修に関する工事設計図である。開館準備の段階で勝山市在住の野里五氏から提供を受けたものの、上記理由により複製化が困難なことから目録作成が遅れていた。今回、当館が保存する公文書のうち、劣化の進んでいる青焼き図面などについて大型スキャナ(A0判対応)による複製化を試みたことに関連して、当該資料のカラー複製化を試みた結果、ようやく閲覧利用の目途が立ったのでここに紹介する。

* 福井県文書館文書専門員

2. 九頭竜川改修工事

まず、『福井県史』通史編5により、九頭竜川改修工事の概要を見よう。この工事は明治31年3月、九頭竜川筋左岸吉田郡松岡村・同右岸坂井郡鳴鹿村より下流の改修について、「河川法」による施行が認められたのにはじまり、10月には支流の日野川筋と足羽川筋の改修がそれぞれ認められ、その後、40年にかけて、認定の範囲が広げられたのに基づく。

実際の改修工事は、33年度より42年にいたる10か年の継続事業として、総工費381万1210円(国庫負担277万2258円 地方負担103万8952円)をもって、33年5月に第四土木監督署(明治38年の官制改革により、内務省名古屋土木出張所と改称)のもとで実地測量が始まり、築堤工事は36年3月に着工された。事業は、日露戦争で経費が節減されたものの順調に進められ、44年度をもって全工事が終了した。この工事では、九頭竜川と足羽川の改修が中心で、日野川は足羽川との合流点より下流がおもな対象であったことから、43年度に日野川の上流部と支川の浅水川・鞍谷川を対象とした第二期改修工事が起工された。大正8年度にいたる10か年度継続事業とされたが、浅水川のつけかえ部分の土地収用が困難であったことや第一次世界大戦下の物価騰貴などにより、竣工期限が延長され同13年に完成した。

浅水川の改良は、第二期工事のもっとも重要な部分で、徳尾より下流では全面的なつけかえが行われた。同川は、麻生津村を北流して社村舞屋を経て同村種池で日野川に合流していたが、本工事では麻生津村を西流させて同村三尾野で日野川に合流させるというもので、福井市以南の足羽郡一帯が水害から免れるようになった。

3. 工事設計図の概要

この工事設計図を提供された野里氏は、同図について工事関係の仕事をしていた先々代が使っていたものであること以外、詳細はわからないといわれるが、図にはたとえば「九頭竜川第二期改良 日野川筋右岸福井県足羽郡社村大字南居同村大字南江守間築堤工事変更平面図 縮尺三千分ノ一」などと標題の付けられたものが多くあり、また同一内容の図が下書き様のものを含めて複数枚存在することや、図の余白に烏口の墨を整えた跡があるものがあることなどから考えると、野里氏の先々代がこれらの図面を引いたと推測される。さらに図のなかには鉛筆等による技術的な書き込みのあるものがあることから、実際に設計図として使用されたことをうかがわせる。また、図のなかには、明治42年大蔵省職員録にある内務省名古屋土木出張所の技手、村社保定と寺井恵吾に当たると思われる角印(印記「村社」)と丸印(印記「寺井」)のあるものが1点ずつある。



図1 日野川など概略図

一方、内容は三つに分かれる。最も多いのは第二期工事にあたる日野川中流域右岸の黒町・在田間、三尾野・南居間、南居・南江守間、同左岸の清水山・片山間の築堤あるいは護岸工事設計図である。これらの図はいずれも縮尺三千分の一で、現況図に新堤防の位置、用土の採取場所などが示されている(図2、3)。ほかに堤防各位置の断面図(図4)や、下流に設置された大瀬水閘などの設計図、



図2 日野川筋右岸南居・南江守間築堤工事変更平面図(55×93cm)



図3 「図2」部分(凡例)拡大図

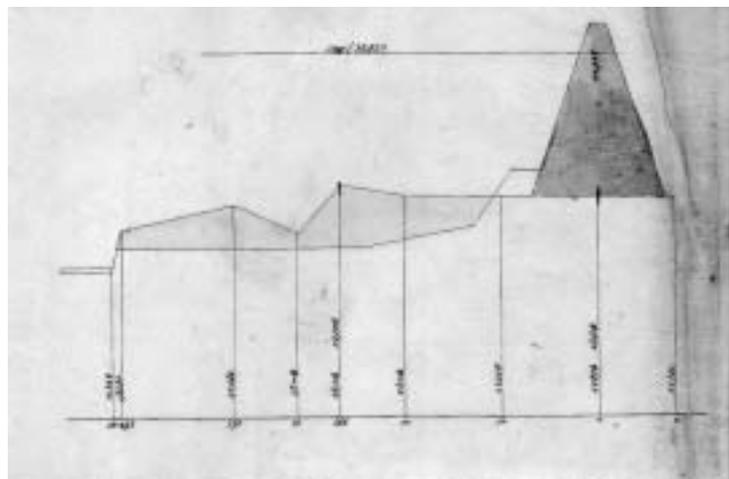


図4 堤防断面図(部分)

堤防用土の採取場を示す新浅水川の流路図(図 5)などの関連図が附属している(文書番号00001 ~ 20)。第 2 のグループは第一期工事に属する福井市街域の足羽川改修工事に関するもので、南岸の新堤防位置と浚渫土による埋立地を示す図(図 6、7)を中心に、豊島上・中・下町など工事関連地域の地籍図の写図、下流の明里・大瀬間放水路の横断面図などがある(文書番号00023 ~ 35)。この他には一点のみであるが、第一期工事に属する九頭竜川筋舟橋・中角間平面図がある(文書番号00021)。

これらの設計図を見ると、改修工事の中心が洪水調節のための連続堤防建設にあり、大規模な築堤に要する用土を河川敷の浚渫により賄っている様子を具体的に知ることができる。また、現況図に新堤防の位置、用土の採取場所などが示されていることから、改修前の景観復元に役立つという点で、地域史にとって利用価値の高い資料と考える。

4 . 景観の破壊と復元

九頭竜川の改修工事は、一方では、河川の流域を中心に前近代的な景観を破壊するものでもあった。工事の前後の様子を示すこれらの工事設計図は、その破壊の様子を伝えると共に、現在では想像しがたくなった、工事以前の景観をイメージ復元するのに役立つ資料といえる。以下その例を二つ挙げよう。

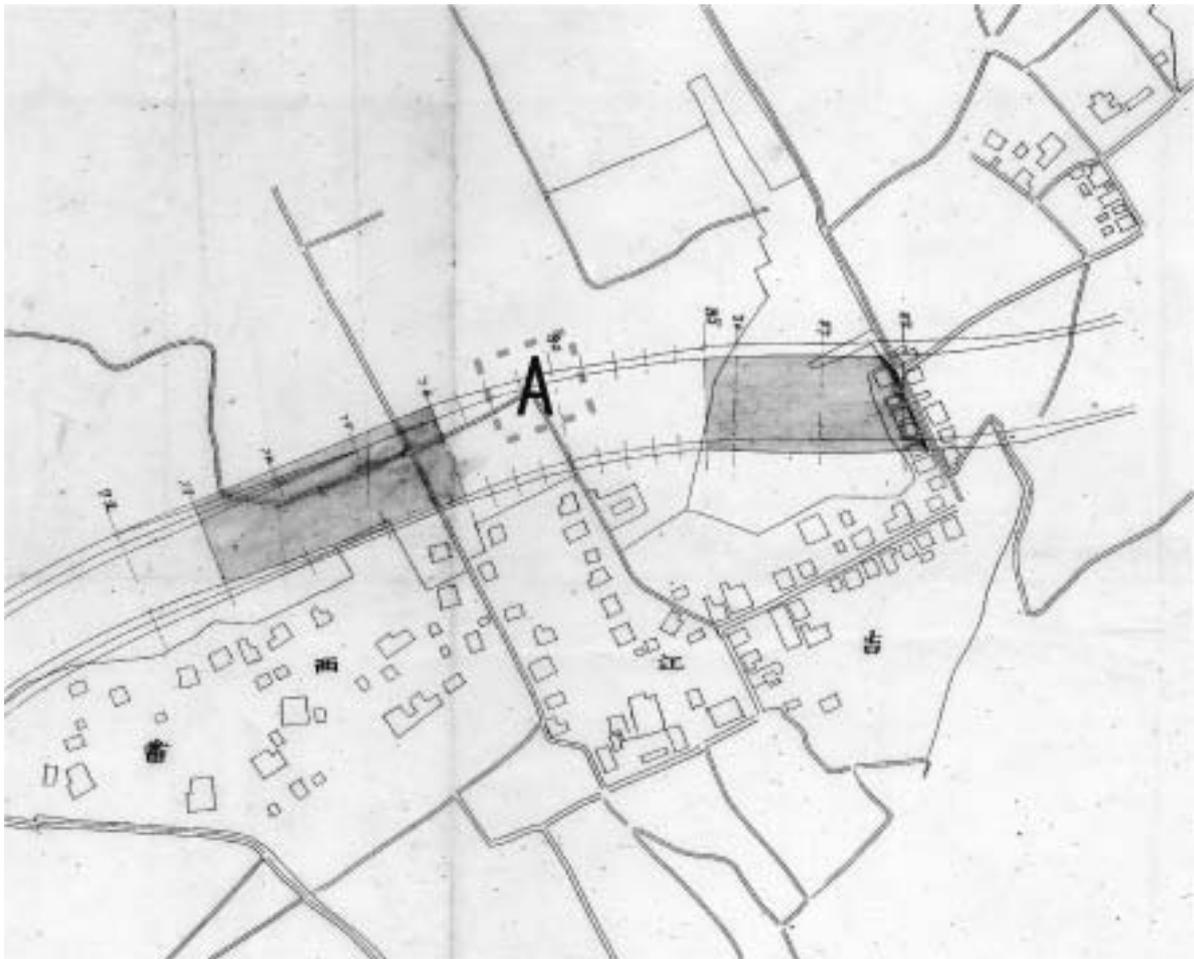


図 5 小黒町・在田間築堤工機関車運搬土坪土取場平面図(部分)

一つは「小黒町在田間築堤工機関車運搬土坪 土取場平面図(浅水川筋)」と表題のつけられた図で、この表題がすでに日野川本流小黒町在田間の築堤用土の不足分が新浅水川筋の掘削によって賄われ、さらにその土が蒸気機関車のトロックで運搬されたことを物語っているが、さらに図からは、工事に際して「七曲がり」と呼ばれた吉江の町並の第三の角から第四の角にかけて、両側11軒の家屋が潰されていることがわかる。また、この地は慶安1年(1648)から延宝2年(1674)まで吉江藩の陣屋が置かれた町で、『越前国名蹟考』所収の「吉江町図」には、Aに当たる位置に「御館跡」と記されており、この工事が、町並みだけでなく、史跡をも破壊するものであったことを示している。

次に「福井市一部分ノ図」と表題の付けられた図は、足羽川を挟んで福井市街の中心部を描いている。足羽川と荒川は水色に、図の上部、足羽川右岸の「山田卓介」「師田甚兵衛」「田中サク」ならびに同左岸の「市橋利三郎外貳拾名」と記された部分はピンクに着色されており、さらに左岸と右岸上流部には新堤の位置が朱細線の束で示されている。明治31年に移転する県庁が旧位置に、また足羽川の上流(図の右側)には29年に開通した鉄道北陸線の鉄橋が描かれていることから、この図は30年前後の内容と推定される。足羽川に掛かる橋は、下流から、九十九橋、幸橋であるが、幸橋と鉄橋の間には、薄く鉛筆の線で工事用の仮橋が描かれている。

右岸のピンクに着色された部分は、旧城郭の濠の部分で、その一部はすでに周辺部から埋め立てが進んでいるように見える。また左岸の着色部分は、上流からのびた二本の堤防で導かれた水路に繋がっていることからわかるように、洪水時に放水路として使われる福井城築城以前の旧河道で、周辺部より低く、普段は畑地として使われてきたところである。これらのことと、左岸の新堤防建設により、幸橋南詰の宅地部分を含め、広い地域が新設の堤防内側に取り込まれ河川敷となることに注目すると、

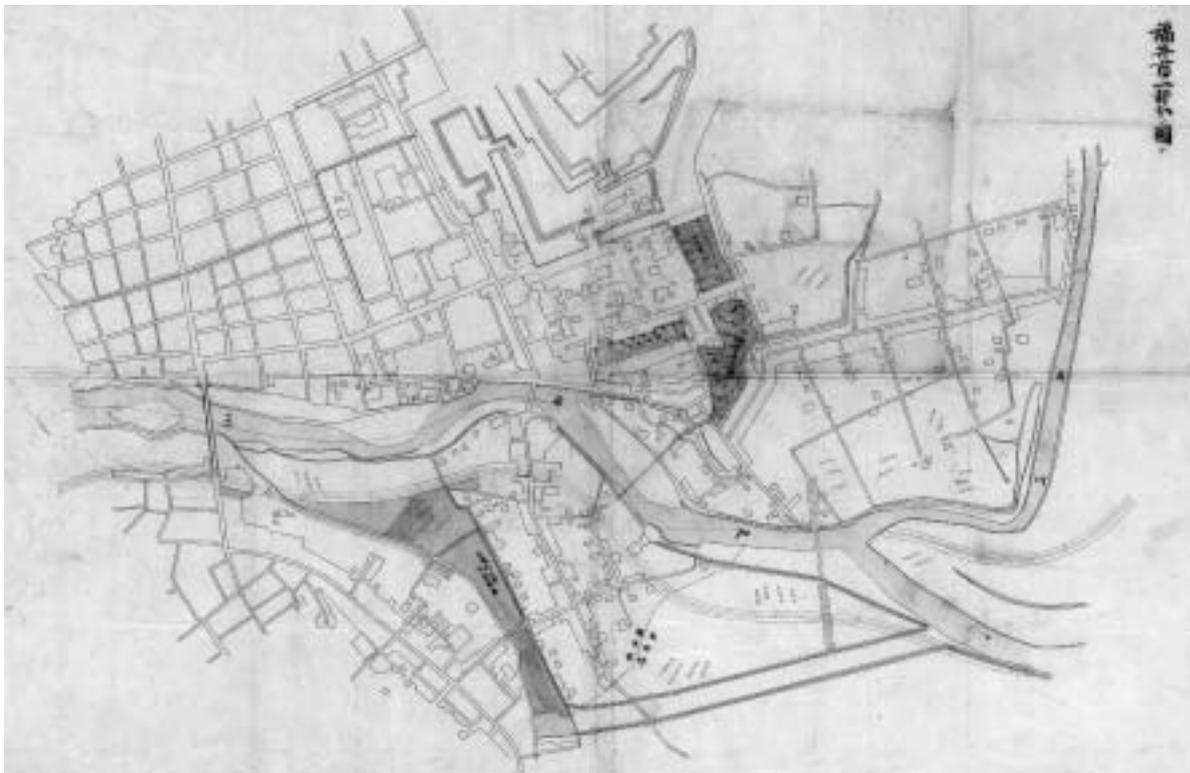


図6 足羽川堤防新築ならびに堀など埋立工事関係図(55×79cm)

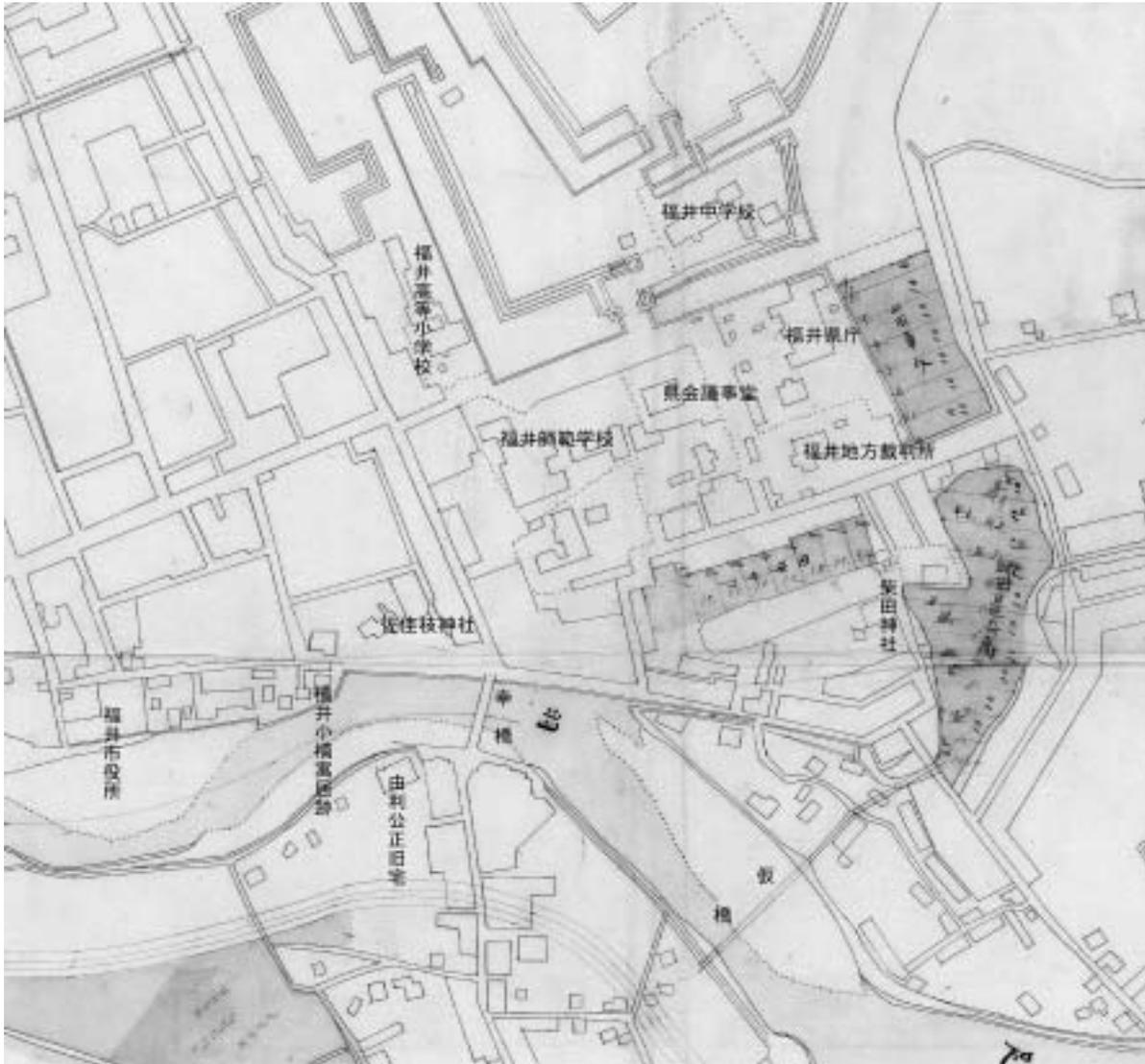


図7 「図6」部分拡大図

河川敷とするためには盤の切り下げが行われ、そこで得られた膨大な土砂は、新堤防用に使われるだけでなく、ピンクで着色した部分の埋め立てに使用されたと推測することが出来る。仮橋は、右岸の城濠埋め立てに使用されたトロッコ用に架けられたもので、「山田卓介」など埋め立て地の氏名は、その土地の所有者、あるいは工事請負人の氏名と考えられる。

この図は、福井市街地の新堤防建設事業が、南岸の住宅地等を削り取り、得られた大量の余剰土砂を使って、旧城濠や、新堤建設によって不用となった洪水遊水地の埋め立てを行うという、大規模な都市改造事業を付随させていたことをあらためて確認させてくれる。

九十九橋と比べると随分短い幸橋は、文久2年(1862)に由利公正の発議により初めて架橋されるが、架橋に当たっては「石牆ヲ双方ヨリ築キ出シ、始メテ幸橋ナル者ヲ架シタルガ、川幅ヲ縮少シ、橋杭ヲ林立スル、斯ノ如キヲ為シテ、而シテ疎水ノ計画ヲ為サ、ルニ於テハ、為メニ上流ニ困難ヲ生スルニ至ル可シトノ藩議起リ、則チ毛矢町ノ上流ナル堤防若干間ヲ切断シ……(『福井新聞』明治16年11月9日付)とあるように、当初から通水の妨げとなることが危惧されており、その対策としての放水

路が廃藩によって未完に終わったことから、幸橋とその南詰の部分は、その後も流水を妨げるものとして水害の度毎に論争を引き起こしていた。また、九十九橋南詰の町屋が潰された部分については、「足羽川之図(『福井県史』絵図・地図編所収)の付箋に「此所明治九子年敦賀県権令山田武甫、当地区長荒川団治職務中、建家許可トナル」とあり、これは「旧敦賀県ノ時、官ニ稟議シ外国工師之ヲ遣ハサレ、該川幅ヲ実検シテ、川身半分マテ八家屋ヲ建ツルモ水路ニ差間ナカラント明言セシヨリ...」(『福井新聞』明治16年11月9日付)という文言とも符合するように、廃藩以降、県の施策として川幅を狭めるように宅地化が進められたことも水害の原因として論じられている。新堤の建設はこれらの論争に終止符を打たせるものでもあった。

消滅した幸橋南詰には由利公正の宅跡があり、現在の足羽川の川幅からは想像し難いことであるが、対岸の横井小楠居宅跡とは指呼の間にあったことがわかる。また、この消滅した部分は毛矢町14番地から26番地に当たるが、明治20年に初めて羽二重織りの伝習が行われた織工会社の住所は毛矢町19番地であるから、この記念すべき福井羽二重発祥の地は、消滅した部分に含まれていることになる。

ところで、36年7月に開始された足羽川の築堤工事が39年に完成すると、新堤防に市民有志の寄付を得て約1000本の桜楓が植えられた。これは近世以来、幸橋から九十九橋の下流にかけての足羽川左岸に、桃畑が広がっていたことに由来するもので、堤防新築によって失った旧観を保存しようという市民の意志の表れであった(『稿本福井市史』)。昭和20年の戦災による焼失のため、戦後新たに植えられた現在の桜は、明治の福井市民の景観保存についての意志を引き継いだものということが出来る。